

Straight away

IFRS bulletin from PwC

21 June 2013

保険契約に関する修正後の提案は重大な影響を及ぼす

背景

国際会計基準審議会 (IASB) は、2010 年の保険契約に関する会計基準の公開草案を修正して、特定の項目を対象とした再公開草案を公表しました。この再公開草案は、保険契約を発行するすべての企業の会計処理を根本的に変更することになります。IASB は、前回の公開草案の提案内容から生じる「人為的な」ボラティリティに対する利害関係者の懸念を払しょくしようと努力してきました。本再公開草案は、現在、保険契約の会計処理に関して多様な実務を容認している国際財務報告基準 (IFRS) 第 4 号と置き換わることとなります。これは、共同プロジェクトではありませんが、IASB と米国財務会計基準審議会 (FASB) は共同で審議を行ってきました。ただし、両審議会の公開草案には多くの異なる点があります。FASB はまもなく保険契約に関する包括的な公開草案を公表する予定です。

提案の内容

範囲

本再公開草案は、保険者が発行する保険契約および裁量権のある有配当性を含む投資契約のすべてに適用されます。固定報酬サービス契約のうち主な目的がサービスの提供であるものは、本再公開草案の適用範囲には含まれません。金融保証契約については、企業が過去に保険契約として取り扱うことを明確に宣言していた場合に限り適用範囲に含めることができます。IFRS 第 4 号と同様に、本再公開草案は (再保険を除いて) 保険契約の保有者による会計処理は取り扱っていません。

測定モデル

前回の公開草案と整合的に、報告期間ごとに見積りの再測定を行う「現在価値による測定モデル」が提案されています。保険契約負債の測定は、引き続き、貨幣の時間的価値、確率加重されたキャッシュ・フロー、リスク調整および契約の未稼得利益を表す契約上のサービス・マージン (従来は残余マージンと呼ばれていた) から構成されるビルディング・ブロックに基づいて行われます。簡便的アプローチは、ビルディング・ブロック・モデルを適用した場合と合理的に近似する場合またはカバレッジ期間が 1 年以下の場合に適用が認められます。

IASB は、前回の公開草案からの大幅な変更となる五つの主要分野に対するコメントを求めています (下記参照)。また、IASB は、再公開草案による修正に対して、コストとベネフィットを適切にバランスさせているかどうかについての意見も求めています。

1. その他の包括利益の使用

前回の公開草案は、割引率を更新することによる影響のすべてを損益認識することを提案していました。再公開草案のもとでは、基礎となる資産のリターンに依存しないキャッシュ・フローについて、現在の市場金利を用いた割引キャッシュ・フローと当初認識時の割引率を用いた割引キャッシュ・フローとの差額をその他の包括利益に認識することになります。これにより、負債性証券が、公開草案「分類及び測定: IFRS 第 9 号の限定的修正」で提案されている「償却原価」あるいは「その他の包括利益を通じて公正価値」で測定される場合には、保険者の損益計算書のボラティリティが幾分緩和されることとなります。ただし、資

産が純損益を通じて公正価値で測定される場合には、ボラティリティが高まることになります。

2. 契約上のサービス・マージンのアンロック

本再公開草案は、将来のサービスに関連するキャッシュ・フローの変動を、(前回の公開草案で提案されていたように)純損益を通じて認識するのではなく、貸借対照表上に含まれる契約上のサービス・マージンを調整して認識することを要求しています。契約上のサービス・マージンは負の値にはなり得ないので、将来のキャッシュ・フローの変動が残存する契約上のサービス・マージンを上回る部分については純損益に認識されることになります。

3. 企業に基礎となる資産の保有を要求し、このような資産のリターンとの連動を規定する契約

「有配当契約(participating contract)」、「利益配当付契約(with profit contract)」、「ユニットリンク契約(unit linked contract)」など、保険契約の中には、保険契約者への支払と企業が保有を要求される基礎となる資産のリターンとの間の連動を規定している契約があります。再公開草案は、基礎となる資産のリターンによって直接的に変動することが予想される部分とそうでない部分に契約上のキャッシュ・フローを分解することを要求しています。負債のうち基礎となる資産によってキャッシュ・フローが直接的に変動する部分は、測定と表示の双方において、基礎となる資産の帳簿価額を反映することになります。特定された固定額の支払、オプションおよび保証などその他のキャッシュ・フローは、ビルディング・ブロック・モデルに従って測定されます。

4. 包括利益計算書における表示

再公開草案は、量的な情報に対する要望を受けて、従来の要約マージン・アプローチを採用せず、収益の表示を他の業界と一致させています。保険料は、当該期間に保険者が提供したカバレッジおよび他のサービスの価値に比例して配分され、保険金は、発

生時に表示されることとなります。投資要素(つまり、保険事故が発生しなくとも保険契約者に支払われる金額)は収益からは除外されます。簡便的アプローチでは、契約のもとでのサービスの移転を最も反映するような規則的な方法で保険料が認識されます。

5. 経過措置

前回の公開草案は、新基準への移行時における既存の保険契約に係る契約上のサービス・マージンを認めていませんでした。本再公開草案は、移行時に有効な保険契約について遡及適用を要求していますが、ビルディング・ブロックを算定するためにいくつかの簡便法も提供しています。加えて、本公開草案は、移行時にIFRS第9号に基づく公正価値オプションの適用の検討を企業に認めています。

影響を受ける企業は？

本再公開草案は、利益の認識および包括利益計算書の表示などを含め、保険契約を発行するすべての企業に重大な影響を及ぼすこととなります。前回の公開草案と比較して、損益計算書のボラティリティはある程度軽減されると考えられます。ただし、新たな提案により複雑性が大幅に高まり、資源、データおよびモデル化に対する追加的な要請が生まれ、そして利害関係者はこうした変化を理解する必要があります。新たな提案の影響は、地域によって異なり、現行の会計処理や規制上の要求事項次第となります。

何をすべきか？

本再公開草案が重大な影響を及ぼす可能性があることを考慮して、経営者は、新たな提案の影響を評価するとともに、自社の見解が確実に反映されるように、再公開草案に対するコメント提出を検討すべきと考えられます。コメント募集期間は2013年10月25日までとなっており、発効日は最終基準の公表日から約3年後になる見通しです。

This publication has been prepared for general guidance on matters of interest only, and does not constitute professional advice. It does not take into account any objectives, financial situation or needs of any recipient; any recipient should not act upon the information contained in this publication without obtaining independent professional advice. No representation or warranty (express or implied) is given as to the accuracy or completeness of the information contained in this publication, and, to the extent permitted by law, PricewaterhouseCoopers LLP, its members, employees and agents do not accept or assume any liability, responsibility or duty of care for any consequences of you or anyone else acting, or refraining to act, in reliance on the information contained in this publication or for any decision based on it.

© 2013 PwC. All rights reserved.

PwC refers to the PwC Network and/or one or more of its member firms, each of which is a separate legal entity. Please see www.pwc.com/structure for further details.